

入会説明会資料 WEB説明用



公益社団法人塩尻地域シルバー人材センター

はじめに



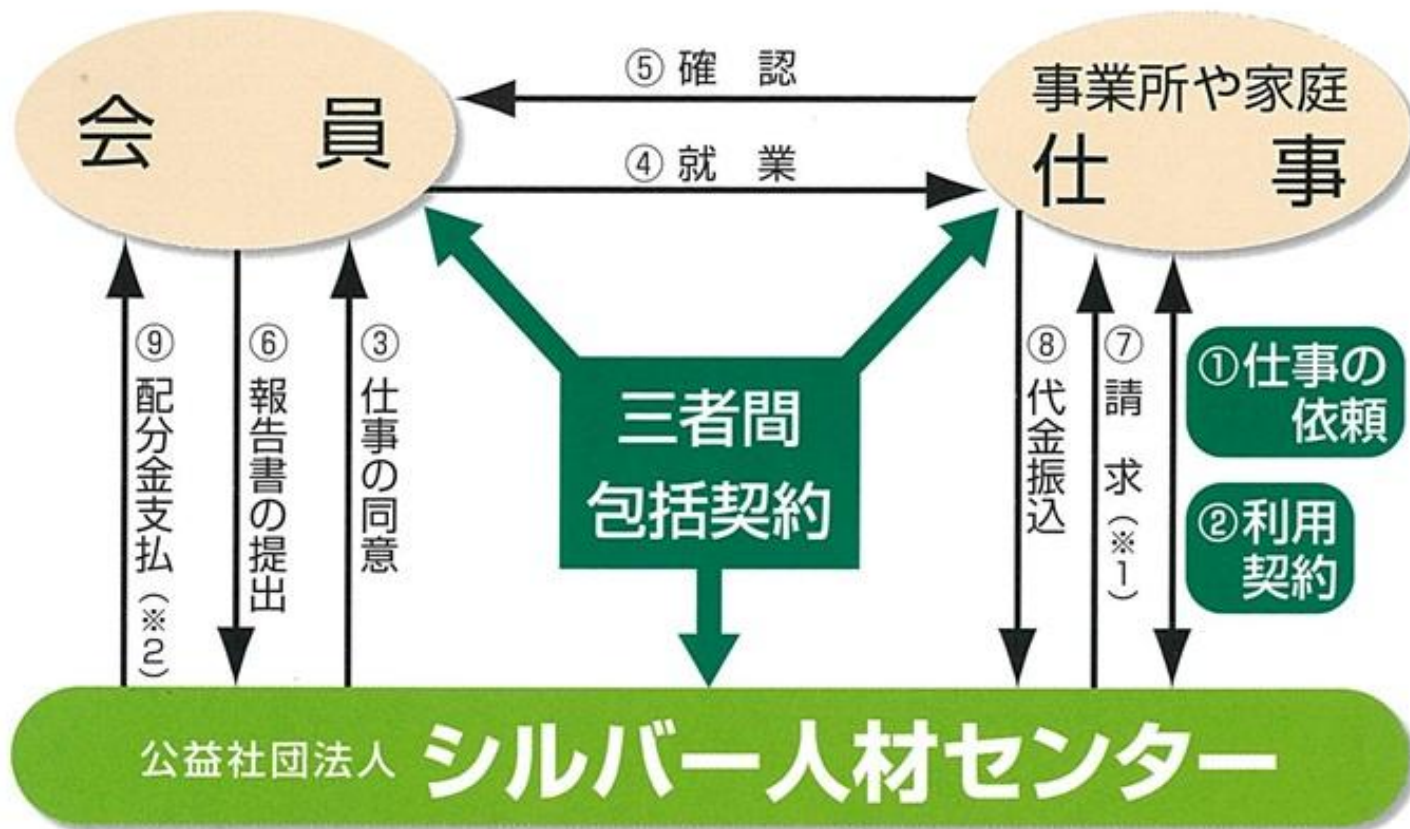
塩尻地域シルバー人材センターの会員となるために
センターの仕組みや入会手続きの方法などを、以降の画面
で説明致します。

シルバー人材センターとは、

- ・「高年齢者の雇用の安定に関する法律」に基づいて、各市町村ごとに設置されている営利を目的としない公益法人(社団法人)です。
- ・健康で働く意欲のある高齢者(60歳以上)の方が会員となり、地域の公共団体や民間企業、家庭等から仕事を引き受け、臨時的かつ短期的(概ね月10日程度)で、軽易な業務に就業(概ね週20時間程度)する、高齢者の自主的な団体です。

センターの仕組み・就業システム

シルバー派遣以外



⑨※2 配分金(会員業務委託料) ⑦※1 請求(会員業務委託料+センター業務委託料)

当センターへの入会資格

会員になるには、本格的な職業生活から引退したけれども、健康維持や生きがいのために働きたい希望をもち、それにふさわしい意欲や能力・体力のある事が必要です。

- 原則として60歳以上の方。
- 塩尻市・朝日村に居住している方。
- 毎月開催の「入会説明会」に出席すること(1年間有効)。
- 理念に賛同し、会員相互に協力し、助け合いながら仲良く就業できる方。
- 自営業及び企業等で短時間労働者として雇用されている方も入会可能です。
(但し当センターの就業に影響しない事が前提です)

シルバー人材センターは こんな仕事をしています。



お正月飾り（独自事業）



スーパーの品出し



市役所駐車場管理



庭木・果樹剪定



道路の草取り清掃



公園の草取り



市広報仕分け



障子・襖の張替



刃物研ぎ（独自事業）



学校用務員



鉢花水やり



草刈り・下草刈り

仕事の依頼から対価の支払いまで

派遣会員は別

仕事の依頼	センターは、公共団体、民間企業、一般家庭等から、高齢者にふさわしい仕事の依頼を受け付けます。
利用契約	センターは発注者との間で利用契約を取り交わします このとき会員業務仕様書も同時に提出します。
会員選定	センターは就業条件に合った会員を選定します。
会員の同意	センターは会員業務仕様書を会員に示す。 会員の同意を得て発注者から会員への業務委託となる。
会員の就業	センターからの依頼を受けた会員は、自らの責任で仕事を完成させることとします。
就業報告書提出 集計作業	会員は就業報告書を提出する義務があります。 センターは集計作業を行い発注者に請求する。
会員業務委託料 (配分金)	会員業務委託料(配分金)は、翌月15日頃に会員の口座に振り込みされる。


会員としての務め

- 年会費（4月～翌3月を年度）
年度分の会費2,000円、互助会会費500円、計2,500円
- 定時総会
5月に前年度の事業・決算報告、次年度の事業計画・予算
- 地区組織
センター活動の基礎となる地区毎の活動組織で、班長、連絡員等が選出されます。地域社会へのボランティア活動も行っています 役員が回って来た時は快く受けて下さい。
- 会員互助会
会員になると全員が会員互助会に加入することになり、旅行・交流会等の親睦事業、サークル活動等の同好会事業がありますのでご参加ください。

センター事業の特徴

- 発注者からセンターを通して会員に業務依頼。
- 会員はセンターからの会員業務仕様書により同意をし、仕事の依頼を受けます。
- 会員としての就業は労働法規の適用を受けない。
- 仕事の責任は会員自身が負います。
- 一定の就業日数や収入の保証はありません。
- 万一の事故に備えて団体傷害保険・団体損害保険に加入しています。
- 業務の効率化のためデジタル化(Smile to smile)を進めています。

会員とシルバーの関係

- 仕事の依頼はセンターが行います。
依頼された仕事は、入会している会員に対し適性を見極めたうえで公平に提供します。
- 会員はその対価として、「会員業務委託料」を 
センターから受け取ります。 翌月15日前後支払い
- 会員は発注者、シルバーセンターとは雇用関係をも
ちません。

シルバー派遣は別

労働法規の適用を受けないとは

請負や委任で就業する会員は誰とも雇用関係がないため、会員には労働法規（労働基準法、労災保険法等）の適用がありません。

社会保険や厚生保険に加入がありませんので、厚生年金がカットされることがありません。

シルバー派遣は別

シルバー保険（傷害保健・損害保険）

- 「自分の身は自分で守る」心構えで就業をして貰いますが、満が一就業中・就業途上で事故に遭い、怪我をした時は、各自の保険で治療をしていただき、出来るだけ早く連絡して下さい。 傷害保険適用時は後日申請になります。

（傷害保険の内容）

	給付額	備考
通院	一日につき3,000円	90日を限度
入院	一日につき5,000円	180日を限度
死亡	900万円	

- 就業中物を傷付けたり壊したり、第三者に損害を与えた時は、速やかに連絡して下さい 損害保険で対応しますが、当該会員は免責額を負担することになります。

就業にあたっての順守事項

- ・ 会員同士仲良くして下さい。
- ・ センターでの仕事は、安全第一です。
- ・ 発注者へは就業始めと、終わりに挨拶をして下さい。
- ・ 仕事の道具は、会員自身が用意するのが原則です。
- ・ 作業道具の運搬は会員自身が運搬します。
- ・ 車両使用が必要な場合
 1. センターの公用車両を利用する会員は、「シルバー公用車両運転者登録許可申請」が必要です。
 2. センターの公用車両を利用する会員は、「シルバー公用車両借用申請」が必要です。
 3. 会員個人が所有する私有車をセンター業務に使用する場合はあらかじめ「会員私有車のセンター業務使用登録許可申請」の手続きが必要です。

- 作業現場までは会員が直接行くことが原則です。送迎はしません
- 無断で仕事を休まないで下さい。
- 作業についての不満を、発注者に言わないで下さい。
- 契約以外の仕事を、センターの許可なしに行わないで下さい。
- 発注者との直接契約の禁止。
- 仕事先で知った事を、他人に漏らしてはならない。
- 就業中の飲酒は厳禁です。
- 一度受けた仕事は、むやみに取り消さない。
- 発注者に対し物品の要求等をしてはなりません。
- 病気、入院などで仕事が出来なくなった場合は、出来るようになった時点で必ずセンターに連絡して下さい。
- 地区班の行事には積極的に参加してください。

シルバーセンターの広報活動

- ・ 市民、顧客、会員など誰でも見ることのできるツールとして、センターへの理解を高める広報活動を行うため、
ホームページの公開中 <https://webc.sjc.ne.jp/shiojiri/>
- ・ センターが行う事業や会員が自主的に行う事業などの情報提供や、会員のコミュニケーションの場として、会員の声を反映する誌面、又、顧客にセンターのさまざまな活動を知ってもらうための広報誌があり、ホームページでも見られます。
シルバー会報「あしなみ」 年3回発行
- ・ 入会説明会、シルバー刃物研ぎなどの日程案内については、市発行の「広報塩尻」や地元新聞広告にも掲載
塩尻市「広報塩尻」 毎月1回発行



シルバーの派遣事業について

- ・ 会員は長野県シルバー人材センター連合会と労働契約を結び、労働契約に基づき就業します。

会社等で発注元の従業員と混在して作業や指揮命令を受けた作業が可能になります。

- ・ 就業の対価は賃金としてシルバー人材センター連合会から支払い。
- ・ 事故が起きた場合労災保険が適用されます。
- ・ 社会保険、雇用保険適用は通常有りません。
- ・ 6ヶ月継続勤務した派遣会員は年次有給休暇を取得できます。
- ・ 派遣会員でも受託事業の就業も可能です。

就業の範囲

臨時的かつ短期的な就業
(概ね10日以内)

又は

その他簡易な業務に掛かる就業
(概ね週20時間を超えないもの)



会員業務委託費(配分金)に対する税金について

- 会員業務委託費をお支払いする時に、所得税の源泉徴収はありません。
- 会員業務委託費は所得税法では「雑所得」に区分されます。
- 確定申告をする必要がある場合は、センターが発行する「配分金支払証明書」を添えて申告してください。
- 確定申告は不要でも、市・県民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、税務署又は市役所税務課にお尋ねください。

最後に

シルバー人材センターの趣旨をよく理解いただき、また、ご家族ともよく相談され、ぜひご入会していただきますよう、お待ちしております



公益社団法人
塩尻地域シルバー人材センター
TEL:0263-54-4567

